

建設未来フォーラム採録

～契約から帳簿まで完全ペーパーレス実現のために～

今からでも遅くない！改正電子帳簿保存法対策

主催：日刊建設工業新聞社／協賛：コンストラクション・イーシー・ドットコム

22年1月から改正法施行

22年1月の改正電子帳簿保存法施行により、事前承認制度が廃止され、速やかな電子帳簿保存が可能になる。承認制度廃止の適用期間は、帳簿データは22年1月1日以降に開始する事業年度から(3月決算の企業は22年4月1日から記入する帳簿が適用)、書類データとスキャナ保存については、22年1月1日以降に保存する国税関係書類、電子取引情報は22年1月1日

1998年の施行から徐々に基準緩和されてきた電子帳簿保存法だが、2022年1月に施行される改正では大規模な改正が行われる。
①承認制度の廃止
②優良電子帳簿システム
③国税関係書類のスキャナ保存の要件緩和
④電子取引データ保存の厳格化

国税関係帳簿書類とは

国税関係帳簿書類は国税関係帳簿(仕訳帳、売り上げ台帳など)と国税関係書類(決算関係書類、取引関係書類)、電子取引に分類される。相手から受領する領収書や請求書は、電子保存のために書類のスキャンを行わなければならない。メールなどで請求書のやりとりをしている場合、従来は取引内容を書面に出力し保存することが許容されていたが、22年1月以降、電子データで取引したものは、電子保存しなければならない。



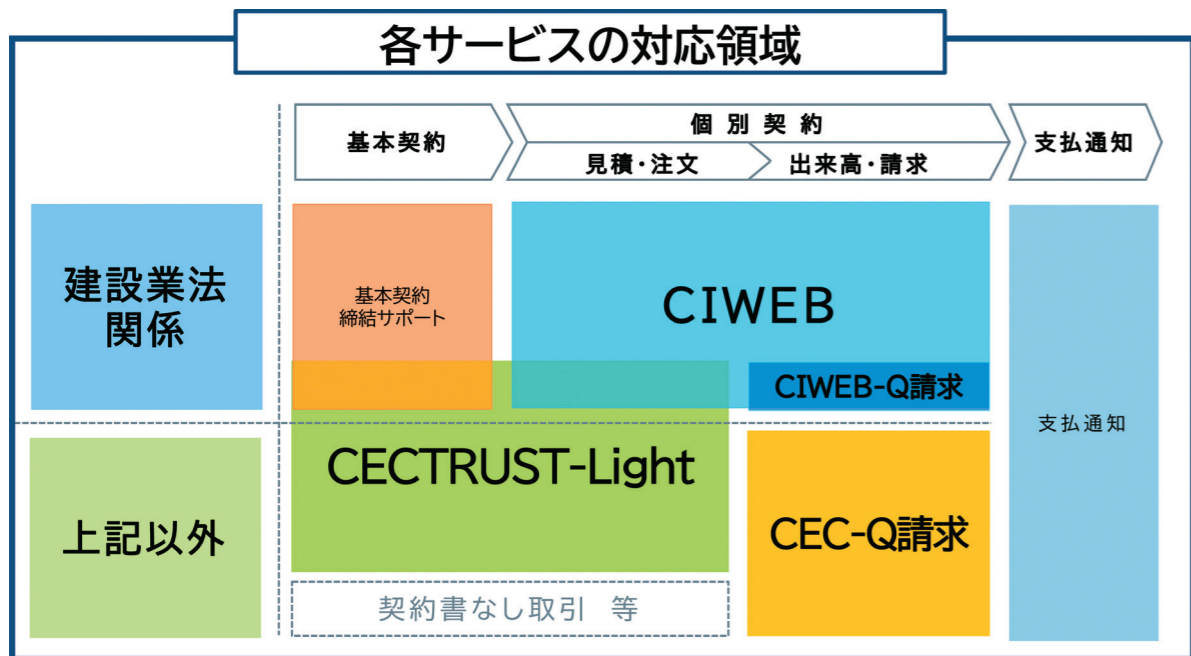
持木 健太氏
TOMAコンサルティング
グループ株式会社

今からでも遅くない！
改正電子帳簿保存法対策
契約から帳簿まで
完全ペーパーレス実現のために

講演

2022年1月、改正電子帳簿保存法が施行される。これを契機に、契約・経理業務のペーパーレス化が進み、建設業界のDX化はますます加速化すると考えられる。日刊建設工業新聞社は11月10日、IT企業のコンストラクション・イーシー・ドットコムと共同でウェビナー「建設未来フォーラム」を開いた。当紙面ではその内容を要約して紹介する。

改正法にも対応 CEC.COMのソリューション



コンストラクション・イーシー・ドットコム(CEC.COM、東京都港区)は、バックオフィスや事務処理など管理業務に特化したASP(アプリケーションサービスプロバイダ、インターネット経由でソフトウェアやソフトウェア稼働環境を提供するサービス)を提供している。中心サービスは建設業での完全ペーパーレスを実現するCIWEB(シーアイウェブ)と全産業で利用可能な電子契約に対応するCECTRUST(シーイーシー・トラスト)電子契約サービス、建設業法関連以外の電子請求を実現するCEC-Q(シーイーシー・キュー)請求サービス。これらを活用することで、建設業のバックオフィスのDX(デジタルトランスフォーメーション)が短期間で実現可能だ。同社は、それぞれの企業の業務内容や要望を踏まえ、各社に適合した「建設業のバックオフィスのDX」を提供していく。

基本契約、個別契約、見積もり、注文、出来高、請求まで
完全電子化を実現

CEC-Q請求サービス

CEC-Q請求サービスは、CIWEBサービスで電子化した建設業法関係以外のリースやレンタル、警備、産業廃棄物処理などの請求データを取引先から発注者へ送信する、建設業特化型のサービス。請求データは容易に取り出し可能で、11年間保存される。CEC-Q請求と発注者の社内システムをWEB-API(ウェブ・アプリケーション・インターフェイス、収集したデータを外部提供する機能)で連携することで、取引先はWEB画面で請求情報の入力や発注者の承認結果の確認が可能となる。発注者が事前登録した請求先に、許可された取引先のみが請求することができるため、誤請求を未然に防止。請求データは発注者の請求先に送るため、見落としリスクもない。取引先は、どの発注者へも同じ形式で請求データを送信できる。
CEC-Q請求の利用に当たって、社内システムとWEB-APIの連携が必要となり、システム構築にコストを要する。そこで、CEC.COMはCIWEBサービスにCEC-Q請求のデータを取り扱う機能「CIWEB-Q請求」を追加。CIWEBサービス利用発注者は最小な費用で完全ペーパーレスの実現が可能となった。

CECTRUST-Lightサービス

電子証明書を利用した高い証明性、リモート署名が可能な利便性を兼ね備えた当事者型電子契約サービス、CECTRUST-Light。建設会社の注文・注文請書契約以外の資材購入や人材派遣契約、IT契約など紙契約の電子化に貢献する。
同サービスの特長は大別して三つ。一つ目は、安全性と利便性のバランス。会社の存在確認書類を提出すれば申し込みができる。また、クラウドにログインして行うリモート署名を採用し、テレワーク中でも利用できる。建設業法で定める技術的基準へ適合しているとして国土交通省の確認を得ている。二つ目は、容易性の高い導入手続き。加入手続きはWEBで完結し、申し込みから2～3営業日中に利用可能となっている。三つ目は、信頼性を担保する、CEC.COMの事業実績。2002年から電子契約サービスの提供を開始し、現在は建設業だけでなく通信・交通産業界を中心とした幅広い業界の利用実績を持つ。年間約18万契約が締結・保管され、今後さらなる契約増の加速化が想定される。

CIWEBサービス

建設業は、建設業でのEDI(電子データ交換)基準「CI-NET」によって、見積もりから契約、出来高管理、請求まで一貫で行っている。これを実現しているのがCEC.COMのCIWEBだ。同サービスは、発注者、受注者いずれも利用可能。CI-NET登録企業の約8割が同サービスを利用している。
同サービスは、ヘルプデスクを始めとする充実した会員支援が特長だ。発注者がCIWEB導入を検討する際は、CEC.COMが代理で取引先対応するメニューを用意。導入後は、建設業務を熟知するCEC.COM社員が商取引データの活用方法の検討をサポート。受注者の導入に当たっては安全性と容易性の確保に注力する。操作講習会やe-ラーニングツールといった操作サポートも用意している。

建設業法関係以外のサービス組合せ 事例

Table showing service combinations for various business types like construction, security, and waste management.

株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコム
(英文社名 Construction-ec.com Co.,Ltd.)

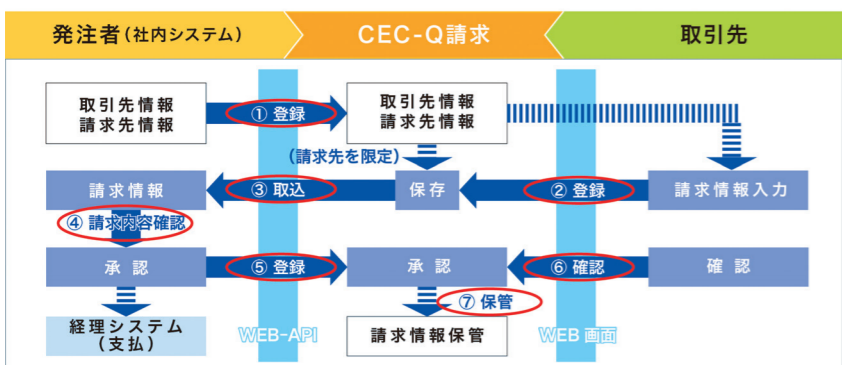
【設立年月日】
2000年8月1日

【設立会社】
株式会社NTTデータ
鹿島建設株式会社
清水建設株式会社
大成建設株式会社
株式会社大林組
株式会社竹中工務店
日本オラル株式会社



【主な事業内容】
「CIWEB」「CECTRUST-Light」「CEC-Q請求」等のASPサービスの提供

CEC-Q請求サービス概要



CECTRUST-Lightの特長

Table comparing features of CECTRUST-Light with other services like A社 and D社.

ご質問・資料請求はCEC.COMのウェブサイトのお問い合わせフォームまで

Footer area containing the CEC.COM logo, company name (株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコム), and contact information including address and website URL.